平成２２年（フ）第４０１号
千葉県船橋市咲が丘３丁目27番１号
破産者　有限会社洋服のトキワ
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４０２号
千葉県船橋市二和東５丁目22番17―401号
破産者　常盤　次男
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５３８号
千葉県船橋市松が丘５丁目23番２棟203号
破産者　佐藤　孝志（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５５５号
千葉県船橋市薬円台２丁目14番１―405号
破産者　橘田　茂行
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６号
山梨県韮崎市若宮３丁目８番25号
破産者　有限会社つりハウス泉
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
仙台市太白区長町南４丁目22番11号
破産者　有限会社正心建設
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５００号
千葉市花見川区作新台３丁目５番60号　マルヨシビル302号
破産者　中野　稔浩
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４７３号
千葉市中央区松波２―１―13
破産者　アイ・エフビジネスサービス有限会社
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４７４号
千葉市稲毛区稲毛町５丁目444番地　ヴェルデカワシマ201号
破産者　藤田　　博
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４８８号
千葉市中央区葛城２丁目13番21号グランメール葛城102号
破産者　有限会社サンチャイルド
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４８９号
札幌市東区北37条東29丁目12番20号
破産者　佐藤　陽子
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５５１号
千葉県八千代市八千代台東５丁目25番20号
破産者　小林　ゆり（旧名智光）
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３８号
横浜市西区平沼１丁目13番19号
破産者　有限会社シィーティーシィー
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２９号
愛知県豊明市西川町笹原７番地８
破産者　有限会社中村設備工業
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８１号
愛知県大府市若草町３丁目23番地
破産者　有限会社インテリア壽々木
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１９４号
大阪府和泉市尾井町１丁目５番26号
破産者　有限会社塩見伊商店
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
島根県仁多郡奥出雲町大馬木1966番地12
破産者　戸屋　京子
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５号
北海道旭川市末広八条３丁目5392番地の26
破産者　有限会社ドリーム建設
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２００号
北海道上川郡上川町南町２番地１、商業登記簿上の本店所在地北海道上川郡上川町南町10番地
破産者　有限会社グリーンメディカル
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４７号
北海道旭川市東光十条９丁目１番２号
破産者　有限会社コムレード
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４９号
盛岡市上田４丁目20番45号
破産者　株式会社岩手第一ホテル
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５４号
群馬県高崎市高砂町32番地シーズガーデン高崎ラピア1003号
破産者　株式会社アライハウジング
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部